

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	平成28年 8 月25日
【会社名】	株式会社キムラ
【英訳名】	KIMURA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木村 勇介
【本店の所在の場所】	札幌市東区北六条東二丁目 3 番 1 号
【電話番号】	0 1 1 (7 2 1) 4 3 1 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画室長 新榮 功明
【最寄りの連絡場所】	札幌市東区北六条東二丁目 3 番 1 号
【電話番号】	0 1 1 (7 2 1) 4 3 1 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画室長 新榮 功明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、平成28年8月22日開催の取締役会において、平成28年10月1日を効力発生日として、足場レンタル事業を、会社分割によって新設する株式会社キムラリースに承継することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 新設分割の目的

当社は、会社分割により、主要セグメントのひとつである足場レンタル事業の経営の自由度を高め、意思決定を迅速化し、事業規模の拡大を目指してまいります。

(2) 新設分割の方法、新設分割会社となる会社に割り当てられる新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産の内容

新設分割の方法

当社を分割会社とし、株式会社キムラリースを承継会社とする簡易新設分割であります。

新設分割会社となる会社に割り当てられる新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産の内容
新設会社は、会社分割に際して普通株式600株を発行し、その全てを当社に対して割当てます。

その他の新設分割の内容

当社が平成28年8月22日の取締役会で承認した新設分割計画の内容は後記の通りであります。

(3) 新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

当社単独での新設分割であり、新設分割設立会社の株式のみが当社に割当てられるため、第三者機関による算定は実施しておりません。割当て株式数につきましては、新設分割設立会社の資本金等の額を考慮して決定いたしました。

(4) 新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社キムラリース
本店の所在地	北海道石狩市新港西一丁目719番地 6
代表者の氏名	代表取締役社長 木村 勇介
資本金	30百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	建築足場のレンタル

(注) 新設分割設立会社についての記載内容は、本報告書提出日時点における予定です。

新 設 分 割 計 画

株式会社キムラ（以下、「甲」という。）は、甲の足場レンタル事業（以下、「本件事業」という。）に関して有する権利義務を、新設分割により設立する株式会社キムラリース（以下、「乙」という。）に承継させることに關し、以下のとおり計画する。

本件分割は、会社法第805条の規定により、甲の株主総会決議による承認を得ないで行う。

（定款及び本店）

第1条 乙の商号、目的、本店所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙1「定款」のとおりとし、本店所在地は次のとおりとする。

本店 北海道石狩市新港西一丁目719番地6

（設立時役員）

第2条 乙の設立時取締役及び設立時監査役は次のとおりとする。

取締役	札幌市中央区界川三丁目2番65号	木村勇介
〃	北海道石狩郡当別町太美南1076番地146	奈良 泰
〃	札幌市清田区平岡九条一丁目21番4号	新榮功明
監査役	北海道小樽市築港12番812号	
	ベシティガーデン小樽フロントB	猪狩哲夫

（承継する権利義務）

第3条 乙は、新設分割により、本件事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（詳細は、別紙2「承継権利義務明細表」に定める）を甲より承継する。なお、甲は、乙が承継する一切の債務につき、重疊的債務引受をする。

（分割対価の割当て）

第4条 乙は、新設分割に際して発行する普通株式600株のすべてを甲に割当て交付する。

（設立時資本金及び準備金の額等）

第5条 乙の設立時の資本金及び準備金の額等は、次のとおりとする。

1. 資本金の額 30,000,000円
2. 準備金の額等 会社計算規則の規定に従い、甲が定める。

（規定外条項）

第6条 本計画に定めるもののほか、新設分割に關し必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲がこれを決定する。

平成28年8月22日

別紙 1

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、株式会社キムラリースと称する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 . とび・土工・コンクリート工事業
- 2 . 建築用仮設資材のリース、レンタル並びに販売
- 3 . 建築用仮設資材の組立及び解体工事請負
- 4 . 建築資材・建築金物・建設用機器・土木用資材のリース、レンタル並びに販売
- 5 . 前各号に附帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を北海道石狩市に置く。

(機関構成)

第 4 条 当会社は、取締役会及び監査役を置く。

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告は、官報に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、2,000株とする。

(株券の不発行)

第 7 条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第 9 条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者またはその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名または記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名または記名押印して提出しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利をこうしすることができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。

（株主の住所等の届出等）

第12条 当会社の株主、登録株式質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名または名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じた場合も、同様とする。

2 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

（募集株式の発行等）

第13条 募集株式の発行等に必要な事項の決定は、本定款第17条第2項に定める株主総会の決議によってする。

2 前項の定めにかかわらず、本定款第17条第2項に定める株主総会の決議によって、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。

3 株主に株式の割当を受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定める。

4 募集株式を引き受けようとする者が、その総数の引受けを行う契約を締結する場合には、当該契約の承認は、本定款第17条第2項に定める株主総会の決議による。ただし、取締役会の承認によることを妨げない。

第3章 株主総会

（招集）

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

3 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

（招集手続の省略）

第15条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号または第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

（議長）

第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

（決議の方法）

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に規定する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

（株主総会の決議の省略）

第18条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役または株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

（議決権の代理行使）

第19条 株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主または親族1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

（株主総会議事録）

第20条 株主総会の議事については、法令に規定する事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名または記名押印し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

（取締役の員数）

第21条 当会社の取締役は、3名以上5名以内とする。

（取締役の選任及び解任の方法）

第22条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

3 取締役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

（取締役の任期）

第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（役付取締役及び代表取締役）

第24条 取締役会の決議により、取締役の中から、社長1人を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

2 社長は、代表取締役とする。ただし、取締役会の決議をもって、社長のほかに前項の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

（業務執行）

第25条 社長は会社の業務を統括し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

2 社長に事故あるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

（取締役会の招集）

第26条 取締役会は、社長が招集し、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 取締役全員及び監査役の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議）

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第28条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会議事録）

第29条 取締役会の議事については、法令に規定する事項を記載した議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名または記名押印し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

（監査役の員数）

第30条 当会社の監査役は、1名以上とする。

（監査役の選任及び解任の方法）

第31条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 監査役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

（監査役の任期）

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（報酬等）

第33条 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

（事業年度）

第34条 当会社の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

（剰余金の配当）

第35条 定時株主総会の決議による剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対して行う。

（剰余金の配当等の除斥期間）

第36条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

（最初の事業年）

第37条 当会社の最初の事業年度は、当会社の設立の日から平成29年3月31日までとする。

（設立時の代表取締役）

第38条 当会社の設立時代代表取締役は、次のとおりとする。

札幌市中央区界川三丁目2番65号 木村勇介

以上、株式会社キムラの足場レンタル事業に関して有する権利義務を分割して当会社を設立するにつき、新設分割計画の一部として、この定款を作成する。

平成28年8月22日

札幌市東区北六条東二丁目3番1号
株式会社 キ ム ラ
代表取締役 木 村 勇 介

承継権利義務明細表

分割会社（株式会社キムラ、以下、「甲」という。）より新設会社（株式会社キムラリース、以下、「乙」という。）に承継される権利及び義務は、本件新設分割期日において甲が本件事業に関して有する以下の資産及び負債その他全ての権利義務とする。

なお、承継する権利義務のうち、資産及び負債の評価は平成28年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件新設分割期日前日までの増減を加除した上で確定する。

1．資産及び負債

甲が本件事業に関して有する

- （１）流動資産 現預金、売掛金等
- （２）固定資産 車両運搬具、器具備品、長期貸付金等
- （３）流動負債 買掛金、預り金等
- （４）固定負債 預り保証金等

2．契約上の地位

- （１）本件事業に関連して締結した契約及びこれに基づく個別契約その他の契約上の地位及びこれらに付随する権利義務。
- （２）前号に関わらず、本件事業以外の甲の事業にも関連して締結された契約及びこれに基づく本件事業以外の甲の事業に関連する個別契約は乙に承継されない。

3．事業用不動産

本件事業の用に供する甲所有の不動産は乙に承継せず、乙の設立の日より、甲が乙に賃貸する。

4．雇用契約

乙は本件事業に従事する従業員全員の雇用契約を甲より承継する。

以 上